

生駒市条例第18号

生駒市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例

生駒市職員の旅費支給条例（平成2年6月生駒市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「出張命令権者」を「旅行命令権者」に、「出張命令権又は」を「旅行命令権又は」に改め、同項第4号中「（届出はしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を削り、同号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

(4) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務場所から新勤務場所に旅行することをいう。

(5) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

第3条第1項中「出張した」を「出張し、又は赴任した」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「出張中」の次に「又は赴任中」を加え、同条第4項中「出張した」を「旅行した」に改め、同条第5項中「出張させる」を「旅行させる」に改め、同条第6項中「出張命令等」を「旅行命令等」に、「当該出張」を「当該旅行」に改め、同条第7項中「出張中」を「旅行中」に改める。

第4条の見出しを「（旅行命令等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により旅行命令権者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者等」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第2項中「出張命令権者等」を「旅行命令権者等」に、「出張命令等」を「旅行命令等」に改め、同条第3項中「出張命令権者等」を「旅行命令権者等」に、「出張命令等」を「旅行命令等」に、「出張者」を「旅行者」に改める。

第5条の見出しを「（旅行命令等に従わない旅行）」に改め、同条第1項中「出張者」を「旅行者」に、「出張命令等」を「旅行命令等」に、「出張する」を「旅行する」に、「出張命令権者等」を「旅行命令権者等」に改め、同条第2項中「出張者」を「旅行者」に、「出張命令等」を「旅行命令等」に、「当該出張」を「当該旅行」に改め、同条第3項中「出張者」を「旅行者」に、「出張命令等」を「旅行命令等」に、「出張した」を「旅行した」に、「の出張」を「の旅行」に改める。

第6条第1項中「及び宿泊料」を「、宿泊料、移転料及び扶養親族移転料」に改め、同条第6項及び第7項中「出張中」を「旅行中」に改め、同条に次の3項を加える。

8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について路程等に応じ、定額により支給する。

9 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

10 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所又は居所から勤務場所に旅行する場合にあっては、第2項から第7項まで及び前項の規定は適用しない。

第7条中「出張した」を「旅行した」に、「出張し難い」を「旅行し難い」に

改める。

第 8 条の見出し中「出張日数」を「旅行日数」に改め、同条第 1 項中「出張日数」を「旅行日数」に、「出張のため」を「旅行のため」に改め、同条第 3 項中「出張日数」を「旅行日数」に改める。

第 9 条第 1 項中「出張者」を「旅行者」に改める。

第 10 条中「出張」を「旅行」に改める。

第 11 条第 1 項中「出張者」を「旅行者」に改め、同条第 2 項中「出張者」を「旅行者」に、「当該出張」を「当該旅行」に改める。

第 14 条第 2 項中「出張命令権者等」を「旅行命令権者等」に改める。

第 16 条第 2 項及び第 3 項中「出張する」を「旅行する」に改める。

第 17 条の次に次の 2 条を加える。

(移転料)

第 17 条の 2 移転料の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）の例により、市長が定める。

2 移転料は、新たに採用された職員にあっては、その採用に伴い市内に住所又は居所を移転した場合に限り支給する。

(扶養親族移転料)

第 17 条の 3 扶養親族移転料の額は、国家公務員等の旅費に関する法律の例により、市長が定める。

第 18 条第 1 項中「常時出張」を「常時旅行」に、「の出張」を「の旅行」に、「出張命令権者」を「旅行命令権者」に改め、同条第 2 項中「出張命令権者」を「旅行命令権者」に改める。

第 19 条中「出張する」を「旅行する」に改め、同条第 1 号中「出張日数」を「旅行日数」に改め、同号エ中「出張命令権者」を「旅行命令権者」に改める。

第 20 条の見出しを「(市内旅行)」に改め、同条第 1 項中「出張する」を「

旅行する」に、「出張命令権者等」を「旅行命令権者等」に改め、同条第2項中「出張」を「旅行」に改める。

第21条中「出張中」を「旅行中」に、「出張先」を「旅行先」に改める。

第22条第1項中「出張中」を「旅行中」に改める。

第23条第1項中「出張者」を「旅行者」に、「当該出張」を「当該旅行」に、「出張の実費」を「旅行の実費」に改め、同条第2項中「出張する」を「旅行する」に改め、同条第3項中「出張者」を「旅行者」に、「出張する」を「旅行する」に、「当該出張」を「当該旅行」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。